

野木町通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成26年10月

野木町通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、文部科学省から都道府県教育委員会を経て「通学路の安全確保について（依頼）」（平成24年5月2日付け教安第168号）がありました。

これを受け、野木町では各小中学校の通学路において関係機関と連携し緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても協議を行ってまいりましたが、今後も引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制を構築し、「野木町通学路交通安全プログラム」を策定することとしました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

- ・ 小山警察署
- ・ 国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所
- ・ 栃木県栃木土木事務所
- ・ 野木町立小・中学校長
- ・ 野木町立小・中学校PTA会長
- ・ 野木町総合政策部総務課
- ・ 野木町産業建設部都市整備課
- ・ 野木町教育委員会こども教育課

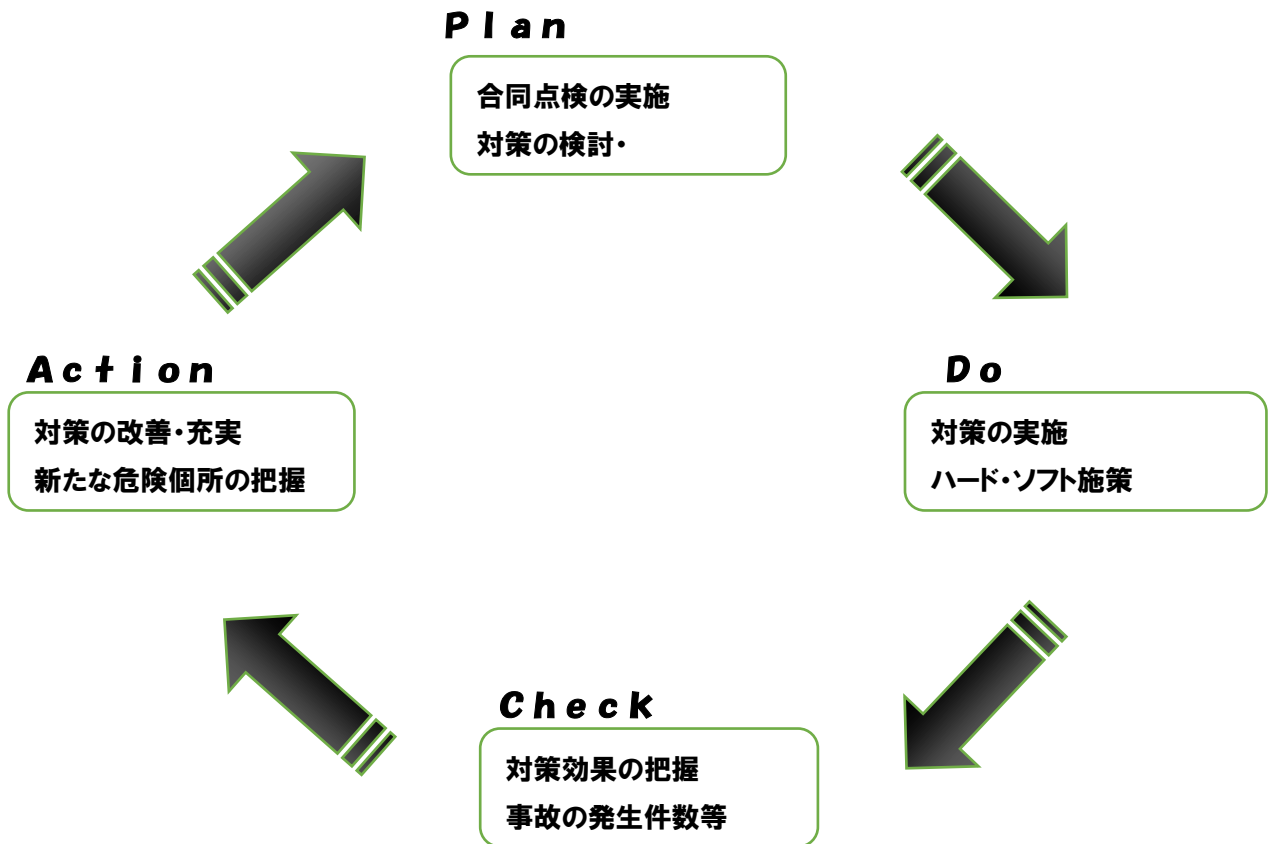
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・ 2年に1回、合同点検を実施します。(間の年は会議による検証を行う。)
- ・ 効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・ 町教育委員会、学校関係者、道路管理者、警察等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

- 合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や看板設置のようなハード対策や各学校での指導や交通安全教育のソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- 対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

- 合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、
- 地域住民へのアンケートの実施
 - 車両と歩行者の間隔を測定
- など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握に努めます。

(6) 対策の改善・充実

- 対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧の公表

- 合同点検の結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するため、「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、野木町広報または、ホームページ等を活用し公表をしていきます。

【別添資料】

対策一覧表及び対策箇所図